

No.	ガイドライン	対象項目	当協会の意見	個人情報保護委員会の考え方
1	全体		<p>通則編以外の編については、当該「部分に特化して分かりやすく一体的に示す観点から、通則編とは別に」定めているとのことだが、当該編に明示的な定めのない点については通則編に基づくという理解でよいか。</p> <p>【意見の理由】 各編の関係の明確化のため</p>	<p>御理解のとおりです。 (パブリックコメント 1121)</p>
2	通則編	2-1 個人情報	<p>【個人情報に該当する事例】に、「事例 1) 本人の氏名」とあるが、例えば同姓同名の人物がいることを考えると、氏名单体の情報では法 2 条 1 項 1 号の「特定の個人を識別することができる」とは限らないケースがある。</p> <p>これは、事例 2) のように氏名に一定の情報が付加された場合も同様である。これらのことから、事例 1・2 ともに「特定の個人を識別できる場合は」個人情報に該当するという理解でよいか。</p> <p>【意見の理由】 ガイドラインの意味の明確化のため。</p>	<p>同姓同名の可能性もありますが、氏名のみであっても、社会通念上、特定の個人を識別することができるものと考えられますので、個人情報に該当すると考えられます。 (パブリックコメント 24)</p>
3	通則編	2-2 個人識別符号	<p>法第 2 条第 2 項第 2 号の「個人識別符号」に該当しない例として、クレジットカード会社が社内管理のために自社のカード会員に割り当てたクレジットカード番号以外の符号で、カード会社以外の第三者が当該特定の個人を識別することができないものがある旨を記載していただきたい。</p> <p>【意見の理由】</p>	<p>改正施行令第 1 条及び施行規則第 3 条から第 4 条までに列挙されていない番号・符号が、個人識別符号に該当しないことは条文上明らかであることから、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。 (パブリックコメント 177)</p>

No.	ガイドライン	対象項目	当協会の意見	個人情報保護委員会の考え方
			顧客に通知して知らせることなく、カード会社が自社内で管理するために割り当てている符号のように、社外に流出しても第三者が特定の個人を識別できないものは、「個人識別符号」ではないことを明確にするため。	
4	通則編	2-3 要配慮個人情報	<p>「(3) 社会的身分」について、同和差別を助長するものだけに留めるものとし、本籍地の記載をもって、全てが要配慮個人情報に該当するものではない旨を記載していただきたい。</p> <p>【意見の理由】</p> <p>住所と本籍地の記載が同一である場合、配慮すべき情報は存在しないと考えられる。本籍地の記載をもって、直ちに法令違反に該当するものではないということを明確にするため。</p>	<p>一般的には、本籍地のみでは要配慮個人情報に該当しないと考えられます。</p> <p>（パブリックコメント 235）</p>
5	通則編	2-3 要配慮個人情報	<p>本人等の申告による情報（がんを患っている、等）で事実確認に至っていない場合は、すべて「推知させる情報にすぎないもの」、という理解でよいか。</p> <p>【意見の理由】</p> <p>判断の明確化のため。</p>	<p>病歴とは、病気に罹患した経歴を意味するもので、特定の病歴を示した部分が該当します。病気に罹患した経歴を判断するにあたっては、医師による診断結果によります。</p> <p>（パブリックコメント 236）</p>
6	通則編	2-3 要配慮個人情報	<p>2-3 要配慮個人情報(9)において、「病院等を受診したという事実も該当する」とある。その場合、病院がクレジットカード加盟店の場合、利用日、病院名がクレジットカードの売上明細の記録事項になるが、これも要配慮個人情報に該当するかご教示願いたい。</p> <p>【意見の理由】</p>	<p>医療機関受診者とクレジットカード利用者が必ずしも常に一致するとは考えられず、推知情報に該当し、ただちに要配慮個人情報に該当するものではありません。</p> <p>（パブリックコメント 237）</p>

No.	ガイドライン	対象項目	当協会の意見	個人情報保護委員会の考え方
			クレジットカード会社は症状・治療内容までは知りえないので、クレジットカード会社においては要配慮個人情報に該当しないものと考えられるため。	
7	通則編	2-11 「公表」	<p>【公表に該当する事例】の「事例1」について、「トップページから1回程度の操作で到達できる場所への掲載」とあるところに、「見出し形式等により容易に選択して到達できる場所」を追記していただきたい。</p> <p>【意見の理由】</p> <p>事業者が複数の事業を行っている場合などでは、例えば各事業の最初のページから容易に到達できれば問題ないと考えられ、必ずしも、トップページの次に「個人情報の取扱い」ページを設置し、そこから各事業別の「個人情報の取扱い」に移動するなどの必要はないと考えます。「1回程度」という記載のみでは、字句通りの解釈に限定され、ガイドライン違反となる余地が残るため。</p>	<p>御指摘の事例は、「公表」（広く一般に自己の意思を知らせること（不特定多数の人々が知ることができるように発表すること））の手法の具体例の1つとして記載しています。必ず1回の操作で到達できなければ公表に該当しないという趣旨ではありませんが、分かりやすい場所への掲載等による公表が求められるものと考えられます。</p> <p>（パブリックコメント 331）</p>
8	通則編	2-12 「本人の同意」	<p>「未成年者（略）は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。」との記載があるが、ガイドライン上は未成年者本人からの同意は不要との位置付けという理解でよいか。（もし、未成年者本人と親権者の双方から同意を取ることを求めているのであれば、「親権者や法定代理人からも同意を得る必要がある」とするべきである。）</p> <p>【意見の理由】</p>	<p>未成年者から同意を取得する際に、親権者の同意を必ず取得する必要があるわけではなく、未成年者であっても、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有しているなどの場合は、未成年者本人の同意で足りる場合もあります。</p> <p>未成年者の個人情報の取扱いに当たってどの者から同意を取得すべきであるかは、未成年者本人が個人情報</p>

No.	ガイドライン	対象項目	当協会の意見	個人情報保護委員会の考え方
			<p>ガイドラインの意味の明確化のため。</p>	<p>の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有しているか否かについて、取り扱われる個人情報の性質、利用目的、未成年者の年齢等を総合的に勘案して、個別具体的に判断すべきものと考えます。</p> <p>したがって、常に未成年者本人からの同意が不要ということでも、常に未成年者本人と親権者の双方から同意が必要ということでもありません。</p> <p>（パブリックコメント 345）</p>
9	通則編	2-12 本人の同意	<p>法 16 条における「本人の同意」において、「当該本人であることが確認できていることが前提となる」とあるが、例えば、ホームページから注文を受ける形式で取引をするにあたり、個人情報保護法に係る第三者提供の同意を取得する場合、次の各方法は認められるかご教示願いたい。</p> <p>（1）事前に次の手続きを行う方法</p> <p>① 本人情報の登録と ID・パスワードの発行</p> <p>② ①の ID・パスワードでログイン</p> <p>③ ②のログイン後、第三者提供の同意をホームページ上で取得</p> <p>（2）次の体制を整備する方法</p> <p>ホームページの構造上、個人情報を取得する直前に必ず本人による同意をする旨のホームページ上のボタンのクリックが必須となっていること（ボタンクリック</p>	<p>個別の事例ごとに判断することとなりますが、一般的に、ご指摘の手法は本人の同意を得る手法の1つに該当し得ると考えます。</p> <p>（パブリックコメント 346）</p>

No.	ガイドライン	対象項目	当協会の意見	個人情報保護委員会の考え方
			<p>による同意を経なければ取得できない)。</p> <p>【意見の理由】</p> <p>意味の明確化のため</p>	
10	通則編	2-13 「提供」	<p>「(利用する権限が与えられていれば)」とあるが、次の措置を講じた場合、いわゆるクラウドサービスを利用して個人データをクラウド環境へアップロードする行為は、「提供」に該当しないと理解してよいか。</p> <p><措置の内容></p> <p>(1) 同サービス利用に係る契約条項に係る措置</p> <p>① クラウド環境上に保存された個人データの利用を明示的に禁止する旨の規定を盛り込むこと</p> <p>② クラウド環境上に保存された個人データの利用を容認する規定が盛り込まれていないことを確認すること</p> <p>(2) 個人データについて、利用者が可能な方法で、適切にアクセス制御すること</p> <p>【意見の理由】</p> <p>「(利用する権限が与えられていれば)」に該当しないための条件の明確化のため。</p>	<p>クラウドサービスの内容は契約により異なり得るため一律に規定することができないところ、御意見を踏まえ、Q&A等において考え方を示すことを検討してまいります。</p> <p>(パブリックコメント 355)</p>
11	通則編	3-1-2 利用目的の変更	<p>利用目的の変更において、「相当の」の表記が削除されたことから、現在とどのように違うのかを具体例を提示していただきたい。</p> <p>【意見の理由】</p> <p>実際の運用をするにあたって事前に確認しておきたい</p>	<p>利用目的を変更する場合に、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる具体例等については、実態に即してQ&A等において示すことを検討してまいります。</p> <p>(パブリックコメント 380)</p>

No.	ガイドライン	対象項目	当協会の意見	個人情報保護委員会の考え方
			ため。	
12	通則編	3-2-2 要配慮個人情報の取得	改正個人情報保護法全面施行日より前に取得済の要配慮個人情報について、全面施行日以降に改めて同意を取得する必要はない、という理解でよいか。 【意見の理由】 法施行前の取得済み情報について、取扱いを明確にしたいため。	改正後の法施行前に適法に取得した個人情報が改正法施行後に要配慮個人情報に該当したとしても、改めて取得のための本人同意を得る必要はありません。 (パブリックコメント436)
13	通則編	3-2-2 要配慮個人情報の取得	「(1) 法令に基づく場合」について、犯罪収益移転防止法に基づく本人特定を行うに際して、本人から本人確認書類の提出を受ける場合、本人の同意を取得する必要はないことを追記していただきたい。 【意見の理由】 身体障害者から、障害者手帳の写しを本人確認書類として提出されることは日常的にあるので、一読して該当しないことが明らかな記載であれば、問合せ時の対応において、容易にご理解いただくことができ、無用のクレームを発生させずに済ませられるため。	身体障害者手帳等を所持している事実は要配慮個人情報に該当することから、本人確認資料として同手帳の写しを取り扱う場合は、要配慮個人情報の取得と考えられます。なお、本人確認資料として本人から提出があった場合は、本人の同意があったものと考えられます。 (パブリックコメント 437)
14	通則編	3-2-2 要配慮個人情報の取得	要配慮個人情報が「公開されている場合」とあるが、どのような状態であれば「公開」に該当するのか、例示いただきたい。例えば、本人のアカウントとされる SNS およびホームページに掲載している場合は「公開」として理解してよいか。 また、「公開」と「提供」との違いについても、併せてご教示いただきたい。	公開とは、自らがその意思にかからしめて一定のものを他人の知ることができる状態に置くことを指すものです。また、提供については、本ガイドライン（通則編）2-13を参照下さい。 (パブリックコメント 438)

No.	ガイドライン	対象項目	当協会の意見	個人情報保護委員会の考え方
			<p>【意見の理由】</p> <p>意味の明確化のため。</p>	
15	通則編	3-2-2 要配慮個人情報の取得	<p>3-2-2 要配慮個人情報の取得において、「本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合」が例外とされているが、電話等による音声で、明らかな障害の有無を識別し記録することも同意取得の例外としていただきたい。</p> <p>【意見の理由】</p> <p>顧客からの電話において、本人のしゃべり方から、聴覚障害、また知的障害を識別することも可能な場合があり、そのようなお客様から次回電話があった際に適切な対応ができるよう障害の内容を記録しておく必要性があるため。</p>	<p>要配慮個人情報の取得時の本人同意の例外については、限定的に適用されるべきであり、御質問のケースが、政令第7条第1号に該当するか否かは個別具体的に判断する必要があります。</p> <p>（パブリックコメント 439）</p>
16	通則編	3-2-2 要配慮個人情報の取得	<p>身体障害者福祉法別表では視覚障害・聴覚又は平衡機能の障害・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害を示している。</p> <p>本人との対面等においてこれらの障害が明らかになることがあるが、「外形上の特徴」に含まれると解釈し、あらかじめ本人の同意を得ることなく当該要配慮個人情報を取得できる、という理解でよいか。</p> <p>【意見の理由】</p> <p>「外形上の特徴」に視認以外の情報を含むことを確認したいため。</p>	<p>要配慮個人情報の取得時の本人同意の例外については、限定的に適用されるべきであり、御質問のケースが、政令第7条第1号に該当するか否かは個別具体的に判断する必要があります。</p> <p>（パブリックコメント 440）</p>
17	通則編	3-2-2 要配慮個人	<p>次の措置を講じた場合、いわゆるクラウドサービスを</p>	<p>クラウドサービスの内容は契約により異なり得るため</p>

No.	ガイドライン	対象項目	当協会の意見	個人情報保護委員会の考え方
		<p>個人情報の取得 （法第 17 条第 2 項関係）</p> <p>3-4-3 第三者に該当しない場合 い（法第 23 条第 5 項・第 6 項関係）</p>	<p>利用して個人データをクラウド環境へアップロードする行為は、「個人データの取り扱いの全部または一部の委託」に該当しないと理してよいか。</p> <p><措置の内容></p> <p>（１）同サービス利用に係る契約条項に係る措置</p> <p>① クラウド環境上に保存された個人データの利用を明示的に禁止する旨の規定を盛り込むこと</p> <p>② クラウド環境上に保存された個人データの利用を容認する規定が盛り込まれていないことを確認すること</p> <p>（２）個人データについて、利用者が可能な方法で、適切にアクセス制御すること</p> <p>【意見の理由】</p> <p>政省令のパブリックコメント結果 553、591、1003 の内容を踏まえたうえで、法第 23 条第 5 項に基づく「委託」該当条件の明確化のため。</p>	<p>一律に規定することができないところ、御意見を踏まえ、Q&A等において考え方を示すことを検討してまいります。</p> <p>（パブリックコメント 541）</p>
18	通則編	3-2-2 要配慮個人情報の取得	<p>本人の口頭から要配慮個人情報を取得した場合は本人の同意があったものと解されるとあるが、この情報を第三者提供する旨も同意があったものに含むと考えられるかご教示願いたい。</p> <p>【意見の理由】</p> <p>実際の運用をするにあたって事前に確認しておきたいため。</p>	<p>第三者提供においても取得の際の同意同様に、口頭による意思表示があれば、本人同意を得ていると考えられます。</p> <p>（パブリックコメント 441）</p>
19	通則編	3-2-2 要配慮個	（※2）の第二段落に「提供元が法第 17 条第 2 項及び	提供元が個人情報取扱事業者のみに限定しているもの

No.	ガイドライン	対象項目	当協会の意見	個人情報保護委員会の考え方
		<p>個人情報の取得 （法第 17 条第 2 項関係）（※2）</p>	<p>法第 23 条第 1 項に基づいて」とあるが、（※2）に基づき改めて本人の同意を得ることなく要配慮個人情報を第三者提供の方法で取得できるケースは、提供元が個人情報取扱事業者の場合に限定されていると理解してよいか。</p> <p>それとも、提供元が個人情報取扱事業者の場合は「法第 17 条第 2 項及び法第 23 条第 1 項に」基づき、提供元が私人（個人情報取扱事業者を除く）の場合は「法第 17 条第 2 項」に基づき及び「法第 23 条第 1 項」に準じて（または「法第 23 条第 1 項」ではなく、単に提供元を介して）、各々必要な同意を取得しているので、改めて本人の同意を得ることなく要配慮個人情報を取得できると理解してよいか。</p> <p>【意見の理由】</p> <p>法第 23 条第 1 項は「個人情報取扱事業者」が提供元となるケースのみを規定していることから、次の点について解釈を明確化するため。</p> <p>① 提供元が私人か個人情報取扱事業者かで取扱を異にするのか</p> <p>② ①で同様の場合の記載内容の読み方</p>	<p>ではありません。 （パブリックコメント 442）</p>
20	通則編	3-3-1 データ内容の正確性の確保等	<p>個人データの消去努力義務に、現行法 27 条 2 項のただし書きと同様の表現を追記していただきたい。</p> <p><例></p> <p>「ただし、消去に多額の費用を要する場合、その他消</p>	<p>本ガイドライン（通則編）案3-3-1（※）において、「消去」には「削除することのほか、当該データから特定の個人を識別できないようにすること等を含む」と記載しております。</p>

No.	ガイドライン	対象項目	当協会の意見	個人情報保護委員会の考え方
			<p>去することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない」</p> <p>【意見の理由】</p> <p>必ずしもすべての情報を網羅的に消去することができるとは限らないため、代替策も認めるべきと考えられるため。</p>	(パブリックコメント 482)
21	通則編	3-3-4 委託先の監督	<p>信書等を顧客に送付するために、郵便又は宅配業者のサービスを利用することは、個人データの取扱いの委託には該当しないこと、並びに誤配達された場合は、委託先の監督責任は課されないこととしていただきたい。</p> <p>【意見の理由】</p> <p>現状では、郵便で転送届が提出されているときは、転送されず元同居人、大家又は管理人に配達されたものも全て誤配の扱いとされており、監督行政等に対して、誤配の発生事案を個人情報の漏えい報告する必要があるが、誤配により二次被害が発生する可能性が極めて低い。</p>	<p>個別の事案における判断は回答しかねますが、委託先の監督については、Q&A等において追加的に具体例等を示すことを検討してまいります。</p> <p>(パブリックコメント 504)</p>
22	通則編	3-3-4 委託先の監督 (2)委託契約の締結	<p>文末が「～望ましい」となっているが、委託契約の締結自体が望ましいのか、委託契約の締結は必須であり、その上で委託元が個人データの取扱い状況を把握できるようにすることが望ましいのか、どちらの意味かご教示願いたい。</p>	<p>個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託先に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない、この一環として、「適切な委託先の選定」「委託契約の締結」「委託先における個人データ取扱状況の把握」を実施することが必要です。</p>

No.	ガイドライン	対象項目	当協会の意見	個人情報保護委員会の考え方
			<p>【意見の理由】</p> <p>ガイドラインの意味の確認のため。</p>	<p>なお、当該措置を実施するための具体的な手法については、委託する事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に起因するリスクに応じて、個別の事例ごとに判断することとなります。</p> <p>（パブリックコメント 505）</p>
23	通則編	3-4-3 第三者に該当しない場合 (3) 共同利用	<p>【共同利用に該当する事例】の、事例 1) のカッコ書きで「変更された利用目的を含む（以下同じ）」と記載されているが、括弧書きは事例ではなく、P52 の(3)の本文第 2 段落（「また、既に特定の事業者が～」）に記載していただきたい。</p> <p>【意見の理由】</p> <p>事例 1～3 に限らず、すべての共同利用において法 15 条 2 項の範囲で利用目的の変更が可能であることを明確化するため。</p>	<p>一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。</p> <p>（パブリックコメント 553）</p>
24	通則編	4 漏えい等の事案が発生した場合等の対応	<p>「漏えい等とは」の定義に、紛失（紛失したことが確定せずとも行方不明の場合を含む）、盗難も含まれると理解してよいか。</p> <p>その理解であれば、ガイドライン案の「漏えい、滅失又は毀損」に追記していただきたい。</p> <p>【意見の理由】</p> <p>漏えい等が発生した場合の対応は別途定めることとされているが、左記事態が対象であるかどうかにより実務上の影響が大きく異なるため、確認および要望する</p>	<p>御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、漏えい等の事案が発生した場合に、個人情報取扱事業者が実施することが望まれる対応については、本ガイドラインとは別途示すことを検討しており、その内容等については、追って公表いたします。</p> <p>（パブリックコメント 578）</p>

No.	ガイドライン	対象項目	当協会の意見	個人情報保護委員会の考え方
			ため。	
25	通則編	8-5 物理的安全管理措置 (1)個人データを取り扱う区域の管理	<p>事業者内の部署により取り扱う個人情報に差異がありますが、入居しているビルの構造などの観点から壁・間仕切りの設置や座席配置の工夫が困難なケースがある。また、覗き込み防止措置は、他の業務に従事している社員からの覗き込みには効果があるが、当該作業をしている社員の不正発見の機会を減らすことにもなる。</p> <p>そのため、社内の複数の取扱区域をまとめて1つの取扱区域と位置付け、例えばフロア全体に社外の人間が立ち入りできないような措置を講じることで管理手法とできると理解しているが妥当かご教示願いたい。</p> <p>【意見の理由】 許容される事例の確認のため。</p>	<p>御指摘の手法も、物理的安全管理措置を講ずるための手法の1つとして考えられます。</p> <p>（パブリックコメント 662）</p>
26	外国にある第三者への提供編	2 総論	<p>我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国については、「現時点で規則で定めている国はない。」との記載がされているが、今後、具体的な国名が記載されるのか、条件等が示されるのか、いつ、どのような方法において示されるのか方向性をご教示願いたい。</p> <p>【意見の理由】 当社が業務を委託している企業が存在する国が、個人情報保護制度において、我が国と同等の水準にあると認められるか否かで、当社が対応すべき事項が変わる</p>	<p>様々な国において制度の見直しが行われていることもあり、また、詳細かつ多角的な調査・検討が必要であることから、今後、継続的に検討してまいります。</p> <p>（パブリックコメント 706）</p>

No.	ガイドライン	対象項目	当協会の意見	個人情報保護委員会の考え方
			ため。	
27	外国にある第三者への提供編	2 総論 (図)	<p>第 2 項、第 3 項の「【本人の同意】」欄にある“－”は「該当なし(概念上存在しない)」といった意味であり、第 1 項各号の各欄の“－”は「例外として提供可能」の意味であると理解しているが妥当かご教示願いたい。</p> <p>そうであれば、それぞれ「なし」「同意なく可」などの表記に修正していただきたい。</p> <p>【意見の理由】 同じ記号が別の意味を持っていると思われるため確認と要望のため。</p>	御意見を踏まえ、4 頁の図を修正します。 (パブリックコメント 707)
28	外国にある第三者への提供編	2-1 外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意	<p>施行令・施行規則に関するパブコメ (No. 555 など) において、外国への個人データ提供の際の同意要領について「ガイドライン等で明確化する」との回答があるが、「本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない」と記載されている箇所がその内容であると理解してよいか。</p> <p>その場合、国名・事業者名の明示の要否は事業内容等を踏まえて事業者にて判断するとの理解でよいか。</p> <p>【意見の理由】 企業名の追加・変更が頻繁に発生するため、「海外の企業」のような表記も可能にしていきたいため。</p>	外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を取得する際には、事業の性質及び個人データの取扱状況に応じ、当該本人が当該同意に係る判断を行うために必要と考えられる適切かつ合理的な方法によらなければなりません。この方法には、提供先の国名を個別に示す方法、実質的に本人から見て提供先の国名を特定できる方法とともに、国名を特定する代わりに外国にある第三者に提供する場面を具体的に特定する方法などが含まれ得ます。 (パブリックコメント 719)
29	外国にある第	2-1 外国にある	法 24 条において求められる本人の同意を取得する場	外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を

No.	ガイドライン	対象項目	当協会の意見	個人情報保護委員会の考え方
	三者への提供編	第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意	<p>合、「外国にある第三者に個人データを提供することを明確にしなければならない」とあるが、明示する事項は単に「外国にある第三者へ提供する旨」であればよいか、それとも特定国、特定の第三者（法人名等）を明示して同意を得る必要があるかご教示願いたい。</p> <p>【意見の理由】 意味の明確化のため。</p>	<p>取得する際には、事業の性質及び個人データの取扱状況に応じ、当該本人が当該同意に係る判断を行うために必要と考えられる適切かつ合理的な方法によらなければなりません。この方法には、提供先の国名を個別に示す方法、実質的に本人から見て提供先の国名を特定できる方法とともに、国名を特定する代わりに外国にある第三者に提供する場合を具体的に特定する方法などが含まれ得ます。</p> <p>（パブリックコメント 720）</p>
30	外国にある第三者への提供編	2-2 外国にある第三者	<p>第三者提供先が個人情報データベース等を事業の用に供している場合、同提供先は、「個人情報取扱事業者」（法第 2 条第 5 項）であるため、「外国にある第三者」に該当しないと理解している。</p> <p>ところで、いわゆるクラウドサービスを利用して、クラウド環境上に個人情報データベース等を保存した場合、同サービスを反復・継続して運営する当該サービス運営事業者は個人情報データベース等を事業の用に供していると認められることから、「個人情報取扱事業者」（法第 2 条第 5 項）に該当し、当該記載に基づく「外国にある第三者」に該当しないと理解してよいか。</p> <p>なお、当該サービス運営事業者が内国法人か外国法人であるかを問わず、また、同サービスに関し利用されるサーバー等施設の設置場所が国内か海外かを問わない。</p>	<p>クラウドサービスの内容は契約により異なり得るところ、一律に規定することはできないものと考えられますが、一般論として、契約条項により「外国にある第三者」が個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等においては、当該「外国にある第三者」は当該個人データの提供を受けて取り扱っているとはいえない場合も想定されます。</p> <p>御意見を踏まえ、Q&A等において考え方を示すことを検討してまいります。</p> <p>また、個人情報取扱事業者の該当性は、事業の実態を勘案して、日本国内で個人情報データベース等を事業の用に供していると認められるか否かを個別の事例ごとに判断することとなります。</p> <p>（パブリックコメント 738）</p>

No.	ガイドライン	対象項目	当協会の意見	個人情報保護委員会の考え方
			<p>【意見の理由】</p> <p>意味の明確化のため。</p>	
31	外国にある第三者への提供編	3-3 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること	<p>「個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定」に、APEC の越境プライバシールール（CBPR）システムが選択された理由をご教示願いたい。</p> <p>また、CBPR システム以外の認証（ISO27001 やプライバシーマークの相互認証資格等）を対象にする予定はあるか。予定があるならいつ頃に表示する予定か教えていただきたい。</p> <p>【意見の理由】</p> <p>当社が業務を委託している企業が、個人情報保護制度において、規則で定めるべき基準に適合する体制を整備しているか否かで、当社が対応すべき事項が変わる他、CBPR はまだ普及していないため、あらたに CBPR を取得するのは事業者に着しい負荷を招くため。</p>	<p>当面は国際的な枠組みとして APEC CBPR を対象としております。なお、CBPR については、国会の議論を踏まえつつ、CBPR の制度内容を吟味した結果、CBPR の認証を得ている事業者は、「個人データの取扱いについてこの節（改正後の法第 4 章第 1 節）の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な…基準に適合する体制を整備している」ものと考えられることから、「個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定」に該当するものとしたところです。</p> <p>（パブリックコメント 805）</p>
32	第三者提供時の確認・記録義務編	2-1 明文により確認・記録義務が摘要されない第三者提供	<p>「(1) 法令に基づく場合（法第 23 条第 1 項第 1 号関係）」は、適用されないとあるが、当社から他社へ債権譲渡する際は、民法等の関連法令に基づき行っているため、第三者提供時の確認記録義務は適用されないと理解してよいか。</p> <p>【意見の理由】</p> <p>債権譲渡は法令に基づき実施しているため。</p>	<p>一般的に、債権譲渡について規定する民法の条文をもって、個人データを第三者提供する行為が「法令に基づく場合」とは解されないものと考えられます。</p> <p>（パブリックコメント 829）</p>
33	第三者提供時の確認記録義務	2-1 明文により確	<p>「(1) 法令に基づく場合」は適用されないとあるが、クレジットカード利用者より苦情の申出を受けた場合</p>	<p>一般的に、苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならないことを規定する条文をも</p>

No.	ガイドライン	対象項目	当協会の意見	個人情報保護委員会の考え方
	務編	認・記録事務が摘要されない第三者提供	<p>の調査のために第三者と個人データ提供（又は受領）することは、割賦販売法第 30 条の 5 の 2 に基づき行っているため、第三者提供時の確認記録事務は適用されないと理解してよいか。</p> <p>【意見の理由】 判断の明確化のため。</p>	<p>って、個人データを第三者提供する行為が「法令に基づく場合」とは解されないものと考えられます。</p> <p>（パブリックコメント 830）</p>
34	第三者提供時の確認・記録義務編	2-2-1-3 「提供」行為の考え方	<p>公開情報を収集してデータベース化している事業者から当該情報の提供を受ける場合は、元の情報が公開情報であることから確認・記録義務は適用されないと理解してよいか。</p> <p>【意見の理由】 実務における記録義務の対応範囲を明確にするため。</p>	<p>御指摘のデータベースの内容が、「不特定多数の者が取得できる公開情報」である場合には、当該データベースの提供を受ける行為については、確認・記録義務は適用されないものと考えられます。</p> <p>（パブリックコメント 883）</p>
35	第三者提供時の確認・記録義務編	3-1-1 第三者の氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	<p>第三者の代表者の氏名の確認に関して。代表者は変更されることが想定されるところ、反復・継続的な授受の取引においては、事例 2）にあるように法人番号を取得しておき、いつでも代表者を確認できる状態にしておくことでガイドラインを充足していると理解してよいか。</p> <p>【意見の理由】 許容される事例の確認のため。</p>	<p>法人番号をもって、代表者の氏名を確認しているものとするはできないものと解されます。</p> <p>（パブリックコメント 910）</p>
36	第三者提供時の確認・記録義務編	4-1-2-2 一括して記録を作成する方法	<p>一定の期間内に特定の事業者との間で継続的に又は反復して個人データを授受する場合、一括して記録を作成できるとある。特定の事業者との間の契約において、データ授受の終期の定めがない場合でも、継続的に又</p>	<p>「一括して記録を作成する方法」は、例外としての記録作成方法であることに鑑みて、その対象期間、対象範囲等を明確にすることが望ましいと考えられます。</p> <p>（パブリックコメント 952）</p>

No.	ガイドライン	対象項目	当協会の意見	個人情報保護委員会の考え方
			は反復して個人データを授受するのであれば、一括して記録作成が出来るという理解でよいか。	
37	第三者提供時の確認・記録義務編	4-1-2-2 一括して記録を作成する方法	17 ページ中段に「一括して記録を作成する方法～その対象期間、対象範囲等を明確にすることが望ましい」とあるが、“対象範囲等”とは、どのような個人（もしくはその集団）を対象に、どのような項目を授受するかを明確にするという意味だと理解してよいか。 【意見の理由】 ガイドラインの意味の明確化のため。	御理解のとおりです。 (パブリックコメント 953)
38	第三者提供時の確認・記録義務編	4-1-2-3 契約書等の代替手段による方法	債権譲渡した場合は、契約書その他の書面の原本は譲渡先へ引き渡すため、当該書面のコピーを保管することで記録とすることができると理解してよいか。 【意見の理由】 実務上の記録方法を明確にするため。	御理解のとおりです。 (パブリックコメント 963)
39	第三者提供時の確認・記録義務編	4-2-1-2 本人の同意による第三者提供をする場合	「同意の存在を明示的に又は黙示的に示す証跡等」について、例えば、次の内容はこれに該当するかご教示願いたい。 ① 本人による同意する旨のホームページ上のボタンのクリックに係るシステムログ。 ② ホームページの構造上、個人情報を取得する直前に必ず本人による同意をする旨のホームページ上のボタンのクリックが必須となっていること（ボタンクリックによる同意を経なければ取得できない）。	御理解のとおりです。 (パブリックコメント 973)

No.	ガイドライン	対象項目	当協会の意見	個人情報保護委員会の考え方
			<p>【意見の理由】</p> <p>意味の明確化のため。</p>	
40	第三者提供時の確認・記録義務編	4-3 保存期間（別表）	<p>この表の 4-1-2-2 の「保存期間」の欄と、施行令・施行規則のパブコメの No. 631 をあわせると、データ群を構成する本人を特定する項目（本人の氏名等）については、「個々の個人毎に最後に当該記録に係る個人データの提供を行なった日から起算して 3 年を経過する日までの間」が保存期間だと理解してよいか。</p> <p>【意見の理由】</p> <p>ガイドラインの意味の明確化のため。</p>	<p>御理解のとおりです。</p> <p>（パブリックコメント 981）</p>
41	匿名加工情報編	3-4 匿名加工情報の作成時の公表	<p>規則 21 条 2 項について、委託元が公表しなかった場合の委託先の公表義務の有無を明確にしていきたい。</p> <p>【意見の理由】</p> <p>パブコメ No. 893～895 などにおいては、委託元に公表義務があることを回答されていますが、匿名加工情報の作成を受託する事業者としては、万一委託元が公表しなかった場合の法令抵触リスクについて正確に把握しておく必要があるため。</p>	<p>施行規則第 21 条第 2 項において匿名加工情報の作成時の公表については委託元において公表するものとしておりますので、委託元において公表義務を履行することが求められます。</p> <p>（パブリックコメント 1060）</p>
42	匿名加工情報編	3-4 匿名加工情報の作成時の公表	<p>最下部の（※ 1）において、「安全管理措置の一環として一部の情報を削除する場合や統計情報を作成する場合を含むものではない」と書かれている。ただ、この注釈が 3-4 に記載されているため、「安全管理措置の一環として一部の情報を削除する場合や統計情報を作成す</p>	<p>匿名加工情報の作成について解説している本ガイドライン（匿名加工情報編）案 3-2 の※ 2 においても同様の説明を記載していることから、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p> <p>（パブリックコメント 1061）</p>

No.	ガイドライン	対象項目	当協会の意見	個人情報保護委員会の考え方
			る場合」は単に匿名加工情報作成時の公表義務がないだけであり、匿名加工情報ではないということが明確にならないように思える。※1の記述を2-1匿名加工情報に移す等して定義を明確化していただきたい。 【意見の理由】 ガイドラインの意味の明確化のため。	
43	匿名加工情報編	3-4 匿名加工情報の作成時の公表	匿名加工情報の作成時の公表時に、公表項目に利用目的は不要であるという理解でよいか。 【意見の理由】 実際の運用をするにあたって事前に確認しておきたいため。	御理解のとおり、改正後の法第36条第3項における作成時の公表に関しては、利用目的の公表を求めるものではありません。 (パブリックコメント 1062)
44	匿名加工情報編	3-4 匿名加工情報の作成時の公表	『個人に関する情報の項目が同じである匿名加工情報を同じ手法により反復・継続的に作成』する場合、最初の匿名加工情報作成時に作成期間又は継続的な作成を予定している旨を公表したときは、公表期間は、当該匿名加工情報の継続的な作成の完了までとの理解でよいか。	作成時の公表に関しては、匿名加工情報を一般に十分に知らせるに足る期間を確保するものである必要があることから、一般的に匿名加工情報の継続的な作成が完了した後にも一般に十分に知らせるに足る期間を確保する必要があると考えられます。 (パブリックコメント 1063)
45	匿名加工情報編	3-4 匿名加工情報の作成時の公表	匿名加工情報を作成した事が一般に十分に知らせるに足る期間を確保すれば、その後、匿名加工情報を利用し続けたり、第三者提供が見込まれる場合でも、当該公表を継続する必要はないとの理解でよいか。	御理解のとおりです。 (パブリックコメント 1064)
46	匿名加工情報編	3-5 匿名加工情報の第三者提供	匿名加工情報の第三者提供時の公表時に、公表項目に提供先名、利用目的は不要であるという理解でよいか。 【意見の理由】	御理解のとおり、改正後の法第36条第4項及び第37条における第三者提供時の公表に関しては、提供先名及び利用目的の公表は求められていません。

No.	ガイドライン	対象項目	当協会の意見	個人情報保護委員会の考え方
			実際の運用をするにあたって事前に確認しておきたい ため。	(パブリックコメント 1073)
47	匿名加工情報 編	3-6 識別行為の 禁止	識別行為に当たる取扱いの事例として、「事例 1) 保有 する個人情報と匿名加工情報について、共通する記述 等を選別してこれらを照合すること。」とあるが、第三 者が作成した匿名加工情報と、自社が保有する個人情 報を突き合わせし、特定の個人を識別することなく、 自社のデータだけではできない統計情報作成も、識別 行為に該当するかご教示願いたい。 【意見の理由】 自社データと他社データを掛け合わせてより多様な統 計情報作成を可能にしたいため。	御指摘の個別の事例についてはお答えしかねますが、 一般的に、個人情報と匿名加工情報を何らかの共通す る記述等を選別して突き合わせる行為は当該匿名加工 情報から本人を識別して当該本人の個人情報と匿名加 工情報を繋ぐものであると考えられることから、改正 後の法第36条第5項及び第38条に違反するものと考え られます。 (パブリックコメント 1077)
48	匿名加工情報 編	2-1 匿名加工情 報（法第2条第9 項関係） 3-2 匿名加工情 報の適正な加工 （※2） 3-4 匿名加工情 報の作成時の公 表（法第36条第 3項関係）（※1）	2-1 において、「匿名加工情報」の定義（法第2条第9 項）に係る解説の中で、いわゆる「統計情報」について は、『なお、「統計情報」は、複数人の情報から共通要素 に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られ るデータであり、（中略）特定の個人との対応関係が排 斥されている限りにおいては、法における「個人に関 する情報」に該当するものではないため、改正前の法 においても規制の対象外と整理されており、従来同様 に規制の対象外となる』とある。 一方で、「作成するとき」（法第36条）該当性に係る解 説として、『例えば、安全管理措置の一環として氏名等 の一部の個人情報を削除（又は他の記述等に置き換え）	御理解のとおりです。 (パブリックコメント 998)

No.	ガイドライン	対象項目	当協会の意見	個人情報保護委員会の考え方
			<p>した上で引き続き個人情報として取り扱う場合、あるいは統計情報を作成するために個人情報を加工する場合等については、匿名加工情報を「作成するとき」には該当しない。』とある。</p> <p>以上の記載を元に、「匿名加工情報を作成するとき」該当性に係る整理をすると、次のとおりと理解してよいか。</p> <p>【意見の理由】 各記載内容の整合性に係る理解を確認するため。</p> <p>ケース 1 「安全管理措置の一環として氏名等の一部の個人情報を削除（又は他の記述等に置き換え）した上で引き続き個人情報として取り扱う場合」</p> <p><該当性> 匿名加工情報を「作成するとき」（法第 36 条）に該当しない</p> <p><理由> 氏名等の一部情報の削除などの加工方法の如何にかかわらず、加工後においても「個人情報」（法第 2 条第 1 項）として取り扱うため（加工後において「匿名加工情報」として取り扱うことを予定していないため）</p>	

No.	ガイドライン	対象項目	当協会の意見	個人情報保護委員会の考え方
			<p>ケース 2</p> <p>統計情報</p> <p><該当性></p> <p>「匿名加工情報」（法第 2 条第 9 項）に該当しない（そのため、法第 36 条も当然に適用されない）</p> <p><理由></p> <p>① いわゆる「統計情報」は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいて、「個人に関する情報」には当たらないと整理できる。</p> <p>② 「匿名加工情報」（法第 2 条第 9 項）は、「個人に関する情報」であることを要件とする概念であるため、これに該当しない。</p> <p>③ そのため、「匿名加工情報」の作成に係る加工方法等を定めた法第 36 条も当然に適用されない。</p>	
49	その他	-	<p>「電子政府の総合窓口 e-Gov イーガブ」における、政令案および規則案についてパブコメ結果公示案件詳細では、「提出意見を踏まえた案の修正有無：無」となっている一方で、意見募集結果詳細の番号 762 において規則案に修正がある。</p> <p>政令案・規則案からの修正箇所が他にもあればご教示願いたい。</p>	<p>施行規則について若干の修辞上の修正を行ったものであり、内容についての修正はありません。なお、修辞上の修正を行った規定としては、御指摘の箇所のほか、施行規則第 15 条第 3 項があります。</p> <p>（パブリックコメント 1122）</p>
50	その他	-	<p>個人情報保護法全面施行後に、法やガイドラインに対応するための経過措置はあるかご教示願いたい。</p> <p>【意見の理由】</p>	<p>改正後の法が適用される個人情報取扱事業者においては、その全面施行の日から改正後の法を遵守いただく必要があります。</p>

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編）（案）」に係る意見及び個人情報保護委員会の考え方

平成 28 年 12 月 15 日 日本貸金業協会

No.	ガイドライン	対象項目	当協会の意見	個人情報保護委員会の考え方
			即時対応することが困難であると考えられるため。	なお、改正後の法を正しく理解し遵守いただけるよう、引き続き周知広報活動を行ってまいります。 (パブリックコメント 1094)